

別添3 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業

第1 目的及び趣旨

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）において、農地集積の加速化や農業の高付加価値化等によって、我が国農業の体質を強化することを目指すこととされている。

この目標の実現に向けては、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小・排水不良、農業用水の不足等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応していく必要がある。

このため、本事業によって、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域において、農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進することにより、我が国農業の体質の強化に寄与するとともに、当該地域の円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2 事業内容

- 1 本事業は、戦略作物や地域振興作物の作付計画が策定されている地域において、農地・農業水利施設のきめ細かな整備のために必要であって、別表に掲げる工種のいずれかに該当するものについて実施するものとする。
- 2 「戦略作物」とは、主食用米、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、加工用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね、飼料作物、さとうきび及びでん粉原料用かんしょとする。
- 3 「地域振興作物」とは、市町村により策定された農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）又は地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）が本事業の適切な実施の観点から妥当と認める地域農業の振興のための計画において、地域の振興作物として位置づけられている作物とする。

第3 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、特定都道府県（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第77条第1項の特定都道府県をいう。）、特定市町村（同項の特定市町村をいう。）又は農業者団体（特定市町村内に主たる事務所が存在する土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織をいう。以下同じ。）とする。
- 2 別表の区分の欄の2の事業については、事業実施主体は、第7の2の助成金の全部又は一部を農業者に交付して、当該農業者に施工の全部又は一部を行わせることができるものとする。この場合、事業実施主体は、施工前後の状態を確認するものとする。

第4 計画の作成

- 1 本事業を実施しようとする者は、別記様式第1号により、次に掲げる事項を定めた整備計画を地区ごとに作成するものとする。
 - (1) 戦略作物又は地域振興作物の作付計画の概要
 - (2) 地域の中心となる経営体への農地利用集積に関する方針（戦略作物に係るものに限る。）
 - (3) 基盤整備の概要
 - (4) 費用の内訳
 - (5) 費用負担の方法
 - (6) 施設の予定管理者及び予定管理方法
 - (7) その他必要な事項
- 2 地区の設定に当たっては、事業範囲を同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲内、ブロックローテーションの取組範囲内、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等とする。
- 3 特定都道府県知事若しくは特定市町村長が本事業を自ら実施しようとするとき又は特定都道府県知事が農業者団体から本事業を実施したい旨の申請を受けたときは、特定都道府県知事又は特定市町村長は、交付金交付申請書と併せて別記様式第1号により作成した整備計画を地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出するものとする。

第5 事業の実施

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 3 特定市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合、特定都道府県知事は、特定市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言等を行うものとする。
- 4 事業の実施にあたって、事業実施主体は、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性の確保を図るものとする。
- 5 別表の区分の欄の1. 定率助成に係る事業については、事業実施主体は、実施しようとする事業と同種の公共事業に準じて計画、設計、積算、施工等を行うものとする。
- 6 1地区当たりの受益者数は、農業者2者以上でなければならないものとする。
- 7 別表の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(4)に該当するもの及び別表の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)から(4)までに該当するものについて

は、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合、別表の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(7)に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上の転用が行われた場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) 上記のほか、地方農政局長が農林水産省農村振興局長と協議して（北海道にあっては農林水産省農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

8 7により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

第6 実施結果の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、別記様式第1号により、本事業の実施結果を速やかに取りまとめるものとする。
- 2 1の実施結果の報告については、以下のとおりとし、別記様式第2号により行うものとする。
 - (1) 特定都道府県知事は、本事業について実施結果を取りまとめたとき及び農業者団体から実施結果の報告があったときは、地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に当該実施結果を報告するものとする。
 - (2) 特定市町村長は、本事業について実施結果を取りまとめたときは、地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に当該実施結果を報告するものとする。

第7 助成

国は、本事業に関連して必要となる経費について、次に定めるところにより予算の範囲内において、特定都道府県、特定市町村又は特定都道府県を經由して農業者団体に助成するものとする。

- 1 別表の定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する経費のうち(1)から(7)までの経費の総額）に別表の補助率・助成単価の欄に定める補助率を乗じた額

- (1) 純工事費

工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料及び土地の借料等。
ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料
及び諸経費を含む。

(2) 測量設計費

工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用

(3) 用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く。）

工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受け
る者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費
用を含む。）

(4) 船舶機械器具費

工事の施行に直接必要な船舶機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借
料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用

(5) 全体実施設計費

全体実施設計に要する費用

(6) 換地費

換地計画及び換地処分に要する費用

(7) 調査・調整費

権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動に要する費
用

2 別表の定額助成に係るもの

(1) 事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面
積（施工対象の耕地面積）（湧水処理にあっては施工延長）にそれぞれ補助率・助
成単価の欄に定める助成単価を乗じた額の合計とする。ただし、事業完了時まで
に中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月
8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）
第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業
を利用せずに人・農地要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経
営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務
次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域
の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下この別添において同
じ。）に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあ
っては、それぞれの事業種類の補助率・助成単価の欄の下段に定める助成単価とす
る。

(2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切
り捨てて算出するものとする。

(3) 別表の区分の欄の2の事業のうち暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により
吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受
益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

(4) (1) の集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール（北海道に

あつては3ヘクタール)以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

(5) (4)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の利用権をいう。)等の権原に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農用地をいう。

(6) (5)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

別表（第2関係）

区分	事業種類	事業内容	補助率・助成単価
1. 定率 助成	(1) 農業用排水 施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新 設、廃止又は変更	事業費の1/2（注1及び注 2に掲げるものにあつて は、それぞれ注1及び注2 に定める率）以内
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更	
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良	
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更	
	(5) 農作業道	農作業道の変更	
	(6) 農用地の保全	(1)から(5)まで以外の農用地の改良又は保全の ために必要な事業	
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等 に関する調査・調整活動	
2. 定額 助成	(1) 田の区画拡大 （水路の変更を 伴わないもの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	10万円/10a
			12万円/10a
	(2) 田の区画拡大 （水路の変更を 伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除 去、均平作業等による区画拡大	20万円/10a
			24万円/10a
	(3) 畑の区画拡大 （水路の変更を 伴わないもの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	10万円/10a
			12万円/10a
	(4) 畑の区画拡大 （水路の変更を 伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除 去、勾配修正等による区画拡大	20万円/10a
			24万円/10a
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排 水の新設	15万円/10a
			18万円/10a
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設	15万円/100m
			18万円/100m
	(7) 末端畑地かん がい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	20万円/10a （樹園地にあつては 30万円/10a）
			24万円/10a （樹園地にあつては 36万円/10a）

(8) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土	10万円/10a
		12万円/10a
(9) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫	20万円/10a
		24万円/10a

注1 北海道の畑地帯において北海道が事業実施主体となつて行うもの 事業費の52%

注2 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は急傾斜地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））において行うもの 事業費の55%

整備計画（事業実施結果報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
地域の中心となる経営体への農地利用集積に関する方針	農業振興地域整備基本方針、農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン等に即し、認定農業者、集落営農等の地域の中心となる経営体への農地利用集積の方針を記載		
戦略作物又は地域振興作物の作付計画の概要	地域振興作物については、地域の振興作物としての位置づけが記されている計画（農業振興地域整備計画、地域水田農業ビジョン等の地域農業の振興に関する市町村、農協等の計画）を添付		
事業実施期間	平成〇〇年度 ～ 平成〇〇年度		
基盤整備の概要	受益面積 : 水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費 : 〇〇〇百万円		
費用の内訳			
区分	事業種類	事業の概要	事業費 (百万円)
定率助成	農業用排水施設	用水路 $L = 〇〇 km$	
	暗渠排水	$A = 〇〇 ha$	
	土層改良	客土 $A = 〇〇 ha$	
	区画整理	$A = 〇〇 ha$	
	農作業道	舗装 $L = 〇〇 km$	
	農用地の保全	土留工 $L = 〇〇 km$	
	調査・調整	調査・調整活動 1式	
		小計	
定額助成	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	$A = 〇〇〇 a$ (うち集約化〇〇〇a)	
	田の区画拡大（水路の変更を伴う）	$A = 〇〇〇 a$ (うち集約化〇〇〇a)	
	畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	$A = 〇〇〇 a$ (うち集約化〇〇〇a)	
	畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	$A = 〇〇〇 a$ (うち集約化〇〇〇a)	

暗渠排水	$A = 000 a$ (うち集約化 $000 a$)	
湧水処理	$L = 000 m$ (うち集約化 $000 m$)	
末端畑地かんがい 施設(樹園地以外)	$A = 000 a$ (うち集約化 $000 a$)	
末端畑地かんがい 施設(樹園地)	$A = 000 a$ (うち集約化 $000 a$)	
客土	$A = 000 a$ (うち集約化 $000 a$)	
除礫	$A = 000 a$ (うち集約化 $000 a$)	
		小計
		合計
費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

- 注:1) 定額助成の事業の場合、施工位置及び受益面積(施工対象の耕地面積)を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 別表の補助率・助成単価の欄の下段に定める助成単価の適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 4) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。

【定額助成の事業の実施結果の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【集約化計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化加算 B	基本 C	集約化加算 D	基本 E = A × C	集約化加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない)	10万円/10a	12万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う)	20万円/10a	24万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない)	10万円/10a	12万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う)	20万円/10a	24万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水	15万円/10a	18万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
湧水処理	15万円/100m	18万円/100m	〇〇〇m	〇〇〇m			
末端畑地かんがい施設（樹園地以外）	20万円/10a	24万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
末端畑地かんがい施設（樹園地）	30万円/10a	36万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
客土	10万円/10a	12万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
除礫	20万円/10a	24万円/10a	〇〇〇a	〇〇〇a			
合計							

(中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳)

中心 経営 体	田の区 画拡大 (水路の 変更を 伴わない)	田の区 画拡大 (水路の 変更を 伴う)	畑の区 画拡大 (水路の 変更を 伴わない)	畑の区 画拡大 (水路の 変更を 伴う)	暗渠 排水	湧水 処理	末端畑 地かん がい施 設 (樹園地 以外)	末端畑 地かん がい施 設 (樹園 地)	客土	除礫
	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	施工 延長 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化
A 法人										
B 集落 営農 組合										
C 氏										
合計										

- 注:1) 中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。
 2) 集約化計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所^に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注:1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

2) 総客土量及び総除礫量について、実施結果が確認できるよう、写真等を整理し添付すること。

3) 土層改良計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 } 殿

〇〇〇 印

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）別添3第6の2に基づき、事業実施結果を添付して報告する。

(別紙)

地区名	事業概要